

長野県報

11月24日(金) 令和5年 (2023年) 第460号

目 次

4	_
	- 11
	71

公告

県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課)	
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	4
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	



長野県告示第596号

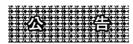
長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和5年11月8日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和5年11月24日

長野県知事 阿 部 守 一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	新 佐久浅間農業協同組合	長野県佐久市岩村田5512-3	長野県佐久市岩村田5512-3 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所
佐久岩村田支所	長野県佐久市佐久平駅南土地区画整理地 2 街区 1	長野県佐久市佐久平駅南土地区画整理地 2 街区 1 佐久浅間農業協同組合 佐久岩村田支所	

会 計 課



公告

県営千曲川沿岸清野地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6月以内に提起することができます。

令和5年11月24日

長野県知事 阿 部 守 一